

質 問 回 答 書

質問者記載事項

1. 質問日：令和8年6月10日

2. 番 号：農委貸貸第1号

3. 件 名：阿賀野市農業委員会タブレット端末貸借及び通信サービス利用業務

4. 質問事項

・仕様書 - 「3 貸借期間」に関する質問となります。
貸借開始日が7月1日で指定されております。短納期のため物件調達及び通信サービス提供が間に合わない可能性がございます。この場合、納期や契約期間変更について協議可能でしょうか。また、その際に受注者への指名停止等のペナルティは課されないということによろしいでしょうか。

回答者記載事項

5. 回答事項

昨今の半導体不足等による世界的情勢のなか、受注者の責めによらず、端末の納期が遅れるような場合は、納期や契約期間変更について、協議可能です。
この場合、受注者へのペナルティはありません。

※当書により質問を行う場合は、Wordのまま、メールに添付すること